

告示

埼玉県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ蒲生店

越谷市蒲生旭町二千二百五十外

ロ 変更の概要

駐車場及び駐輪場の位置

（変更前） 図面省略

（変更後） 図面省略

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 図面省略 出入口の数 二箇所

（変更後） 図面省略 出入口の数 三箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年十二月三日

ニ 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課